

Title	「八紘一字」と曹植「大暑賦」と
Author(s)	井上, 了
Citation	懐徳堂研究. 2019, 10, p. 33-41
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/75936
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「八紘一字」と曹植「大暑賦」と

井上 了

はじめに

「八紘一字」は一般に「太平洋戦争期、日本の海外進出を正当化するために用いた標語」(『広辞苑』)とされ、GHQのいわゆる「神道指令」(昭和二十年十二月)によって「ソノ意味ノ連想ヲ国家神道、軍国主義、過激ナル国家主義ト切り離シ得ザルモノ」として公文書への使用が禁止された。

その出典は、神武天皇のいわゆる「橿原奠都の令」(『日本書紀』神武即位前紀)とされる。しかし『日本書紀』の原文は「兼六合以開都、掩八紘而為宇」で、これでは「八紘為宇」とはなっても「八紘一字」とはなり得まい。実のところ「八紘一字」は、『日本書紀』や『古事記』に見えず、中国の古典にも用例を見出せない、近代日本

の造語である⁽¹⁾。

「八紘一字」の意味や出典については、この語の出現直後から議論が喧しい。出典の候補についてもほとんど指摘され尽くした観がある。しかし本稿では、この奇妙な語の典拠について屋上に屋を架してみたい。

日蓮主義における「八紘一字」

「八紘一字」とは、国柱会の創始者でもある田中智学(一八六一—一九三一)が大正二年に初めて用いた造語とされる⁽²⁾。ただしこれは特定の思想に係る用語であり、広く一般に用いられるというものではなかったようだ。二・二六事件の「蹶起趣意書」(昭和十一年)は「八紘一字を完うするの国体」を謳っていたが、これは皇道派の思想的・宗教的な立場を示すもので、むしろこの事件によつ

て「八紘一字」の語が広く知られるようになったと思われる。^③

皇道派に近かったとされる近衛文麿は国柱会とも関係が深く、昭和十二年六月に第一次近衛内閣が成立すると、半年後には文部省が『八紘一字の精神』という小冊子を発行した。^④さらに、十五年七月に成立した第二次近衛内閣は「基本国策要綱」を閣議決定し、「皇国ノ国是」は「八紘ヲ一字トスル肇国ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招来スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇国ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル」と宣言した。^⑤この年はちょうど皇紀二千六百年にあたり、各地で記念式典が挙行され、上下で「八紘一字」が唱和された。

民間の宗教家による造語がすみやかに「国体」「国是」として定着した事実、日蓮主義の用語が国家神道に組み込まれた過程も興味深いが、ともかく「掩八紘而為宇」を「八紘為宇」ではなく「八紘一字」とパラフレーズした智学のセンスは高く評価されるべきだろう。

「八紘」と「為宇」と

ところで、この駢儷調の令が神武天皇の真詔ではなく奈良時代の擬作であるならば、^⑥その字句は初唐の文脈の

中で検討せねばならず、六朝期の用例を検する必要がある。ではそもそも「八紘」とは何で、これを「宇と為す」の典拠は何だろうか。

古くは中国全土を「九州」「十二州」あるいは「四海」と称し、その外には東西南北の「四荒」があるとされた。^⑦しかし前漢頃から「八荒」「八紘」が言われるようになり、たとえば『淮南子』原道訓は「八紘九野」を併称する。^⑧『楚辞』離騷に「忽反顧以遊目兮、將往觀乎四荒」とあり、司馬相如「大人賦」に「遍覽八紘而觀四海兮」とあって、戦国末の「四荒」が漢代に「八紘」へと拡張された跡が見える。しかしこれらの「四荒」「四海」「八紘」は遊覽の対象であり政治的な用語ではない。

政治的な意味で「八紘」を用いた例としては、晋武帝が即位に際して上帝へ「八紘同軌」を報告しており、また張華「晋四廂樂歌」に「八紘一、六合寧。六合寧、承聖明。」とある。これらは確実に「全世界を統一する」という意味で、後の「八紘為宇」「八紘一字」に連なる用例と言えるだろう。^⑨

「宇」について言えば、『淮南子』齊俗訓に「往古來今、謂之宙。四方上下、謂之宇。」とあって、「宇宙」の「宇」は空間を、「宙」は時間を指すとされる。別に、『易』繫辭下に「上棟下宇、以待風雨」の句があり、こちらの「宇」

は大きな建物を指す。たとえば『史記』秦始皇本紀の「皇帝休烈、平一字内。」は「宇内を統一する」の意味となり、『孫登別伝』の「以石室為宇、編草自覆」は「粗末な石室を）宇と為す」という意味になる。

「八紘を掩いて宇と為す」

さて、「八紘」や「為宇」の用例を個別に収集しても、「八紘為宇」の出典を明らかにすることは出来ない。『日本書紀』は何を参照して「兼六合以開都、掩八紘而為宇」の句を組み立てたのだろうか。

津田左右吉は「開都」「為宇」の出典を王逸「魯靈光殿賦」の

魯若稽古帝漢、祖宗濬哲欽明。殷五代之純熙、紹伊唐之炎精。荷天衢以元亨、廓宇宙而作京。敷皇極以創業、協神道而大寧。於是百姓昭明、九族敦序。乃命孝孫、俾侯于魯。錫介珪以作瑞、宅附庸而開宇。

に求めた。なるほど「廓宇宙而作京」と「掩八紘而為宇」との発想は類似するが、しかしこれを『書紀』の直接の出典とするのは無理であろう。また津田は、『書紀』が「開

都」と「為宇」とを対にすることから「為宇」を「建物を為る」と解し、これを「宇と為す」とする解釈を批判した。

小島憲之は、「兼六合以開都、掩八紘而為宇」の出典を左思「蜀都賦」の

夫蜀都者、蓋兆基於上世、開國於中古、廓靈闕以為門、包玉壘而為宇、帶二江之双流、抗峨眉之重阻、水陸所湊、兼六合而交会焉。豐蔚所盛、茂八区而菴藹焉。

に求め、「魯靈光殿賦よりも寧ろ蜀都賦に出典を求むべきであることは両賦の比較によつて自ら明かであらう。」という。小島は「宇」字を「一つの区画を意味する。」とし、さらに「為宇」の出典を『文選』に求めて

古先帝代、曾覽八紘之洪緒、一六合而光宅。（呉都賦）一六合而光宅者、并有天下而一家也。（李注）方今聖上同天、号於帝皇、掩四海而為家、富有之業、莫我大也。（張衡「西京賦」）

然秦以区区之地、致万乘之權、招八州而朝、同列百有余年矣。然後以六合為家、殺函為宮、一夫作難而

七廟隳、身死人手、為天下笑者、何也。(賈誼「過秦論」)

との用例を指摘し、「かかる類句に影響されて、別の意味をもつた蜀都賦の「為宇」を「為家」の意味に理解し、表現したのではあるまいか。即ち神武紀の述作者は文辞の原拠を蜀都賦にとりながらも意味は他の諸巻に見える「為家」にとつたものである。」と述べた¹⁵⁾。

曹植「大暑賦」佚文の「八閔為宇」

小島が掲げた用例には説得力があり、『書紀』編者が蜀都賦の「包玉壘而為宇」や西京賦の「掩四海而為家」等を踏まえて「兼六合以開都、掩八紘而為宇」句を作ったと考えて問題ないように見える。しかし、あえてもう一つの用例を指摘しておきたい。

『太平御覽』天部一「太素」は「陳思王髑髏説」「又魏徳論」「又魏文帝誄」を引き、続けて「又大暑賦曰、壯皇居之魂璋兮、歩八閔而為宇。節四運之常氣兮、逾太素之儀矩。」という¹⁶⁾。もしも『芸文類聚』あたりが「歩八紘而為宇」の句を載せておれば、これは「掩八紘而為宇」の典故として問題なく認められていたのではなからう

か。

しかし残念ながら、この句にはテキスト的に大きな問題がある。

そもそもこの句は伝世の曹植「大暑賦」(たとえば『四部叢刊』本『曹子建集』等)に含まれていない。また『太平御覽』はこれを「陳思王大暑賦」と明記せず「又大暑賦」として引く。もちろん「陳思王髑髏説」から「又魏徳論」「又魏文帝誄」と続いて「又大暑賦」とある以上これは曹植「大暑賦」と解すべきなのだが、『太平御覽』以前の類書にこの句が全く見えないことは、この孤立した佚文に疑いを抱かせる。「大暑賦」とはこの時期に一般的な賦題であり、「又曰」を繰り返す類書においては些細な誤脱が重大な出典間違いを引き起こす¹⁸⁾。

さらに、『太平御覽』は『日本書紀』より遅い宋代の成立で、『書紀』が『御覽』を参照したことはあり得ない。だが、唐人が『書紀』を参照して「大暑賦」を偽作したということも考えがたく、この疑わしい佚文に酷似する句が『書紀』に見えることは、この佚文が全くの無根ではなく、(作者や題名はともかくとして)文章としては唐代以前に存在していたことを示唆する。であれば、唐代以前の類書がこの佚文を引いており、『御覽』と『書紀』とがそれぞれ独立にそれを参照したという想定がもっと

も自然ではなからうか。⁽¹⁹⁾

ところで、曹植「玄暘賦」に「弘道徳而為宇、築無怨以作蕃。播慈恵以為圃、耕柔順以為田。」(『芸文類聚』二十六)とあり、この「為宇」には世界を統一するといった含意はない。しかしそもそも「宇」字が「世界」と「建物」との両義を持つため、この用例は曹植における「為宇」の字義を規定し得まい。

『三国志』任城陳蕭王伝(陳思王)に「太祖既慮終始之變、以楊脩頗有才策、而又袁氏之甥也、於是以罪誅脩。植益内不自安。」とあり(建安二十二年)、裴注引『典略』に曹植が楊脩に与えた書を引いて「当此之時、人人自謂握靈蛇之珠、家家自謂抱荆山之玉也。吾王於是設天網以該之、頓八紘以掩之、今尽集茲国矣。」という。この「八紘」は全世界の意で、しかも「八紘を掩う」という文脈で用いられている。

日本書紀の立場

上に述べたように、小島は『日本書紀』が「蜀都賦の「為宇」を「為家」の意味に理解し、表現した」という可能性を述べた。これを承けて中小路駿逸は、「六合」を「一年のなかの季節の秩序と調和であるようである」

と解し、「つまるところ、この句の意味内容は、蜀都がそうであるように、山に囲まれた盆地のウチの、四季の秩序と調和のなかに都を構え、山に限られた天地を一つの屋根のもとの家として、主権と領土を保持しようという意志の表明に他ならない」という。⁽²⁰⁾

「八紘」を世界と解すれば「掩八紘而為宇」は「全世界を我が家とする」「世界を統一して立派な宮殿を造る」という積極的・侵略的な宣言となり、「八紘」を山に囲まれた盆地と解すれば「自らの領域に小さな家を建てて満足する」という退嬰的・平和的な宣言となる。なるほど神武の即位から十代崇神による四道將軍の派遣までについては「奈良盆地に自足する」という宣言があつてもよさそうではある。しかしこれが神武天皇の真詔ではなく『日本書紀』の造作であれば、やはりこれは世界統一を宣言したもの(という設定で『書紀』が作文し神武に発言させたもの)と解すべきではなからうか。

言うまでもないが、『日本書紀』は瓊瓊杵尊の子孫を葦原中国の正統な支配者と⁽²¹⁾し、さらには朝鮮半島や「呉国」(南朝宋か)をも含む世界の元首と見なす。このことはたとえ

五十八年……冬十月、吳国・高麗国、並朝貢。(仁

徳紀)

六年……夏四月、呉国遣使貢獻也。(雄略紀)

と、呉国から日本への遣使を「朝貢」と呼ぶことから明らかだ。⁽²⁾このような『書紀』の立場に鑑みれば、神武天皇が奈良盆地に自足して平穩を楽しむ、といった意味で「掩八紘而為宇」と造作するとは考えがたい。

そもそも「掩八紘而為宇」の直前に「兼六合以開都」とあつて「兼六合」と「掩八紘」とを対句とする以上、魏晋において「八紘」や「為宇」の句がどのように用いられているようにとも、『書紀』が「六合」を上下四方、「八紘」を全世界の意で用いていることは動かさまい。

小結

『日本書紀』に見える檀原筑都の令「兼六合以開都、掩八紘而為宇」の典故として、津田左右吉は「廓宇宙而作京」「宅附庸而開宇」(魯靈光殿賦)を掲げ、小島憲之は「包玉壘而為宇」(蜀都賦)・「曾覽八紘之洪緒、一六合而光宅」(呉都賦)・「掩四海而為家」(西京賦)等を掲げた。筑都令の典故はほぼ指摘し尽くされているが、小論ではさらに曹植「大暑賦」の「歩八閔而為宇」に注意

した。上記は真に曹植賦の佚文か疑わしいが、同じく曹植の「与楊徳祖書」に見える「頓八紘以掩之」は確実に「全世界」の意である。また『書紀』の文脈からも、「掩八紘而為宇」は「奈良盆地に自足する」という意味ではなく、やはり「全世界を支配する」という意味に解すべきだろう。

注

(1) 山川出版社『日本史用語集』(二〇一四年)が「八紘一字」を「『日本書紀』の中にある語句」とするのは誤。

(2) 「国柱新聞」大正二年三月十一日の「神武天皇の建国」(田中智学)が「八紘一字」の初出とされる。「八紘一字」の初出を明治三十六年あるいは三十七年とする説も一部に行われているが、これは明治三十六年の田中の講演「世界統一の天業」が翌三十七年に出版されたことによる誤解のようだ。『世界統一の天業』(天業民報社、明治三十七年)には檀原筑都令を根拠とする世界統一の主張はすでに述べられているが、「八紘一字」の四字は未だ見えない。

日蓮主義との関連から言えば、明治四十三年の韓国併合に際して姉崎嘲風が「六合を兼ね八紘を掩ふの大旨」によって「教育の方針」を議していることが注目される(『読売新聞』明治四十三年九月十九日「横議十行」)。

(3) 陸軍教育總監部「精神教育の参考(続其二)」(偕行社、昭和三年)は「八紘を掩ふて一字と為さむ」という。

(4) 文麈の父の近衛篤磨は、国柱会の会員であった。

(5) 『国民精神総動員資料』第四輯、昭和十二年十二月。

(6) これに対し政友会の生田和平・西村茂生らが「八紘一字ハ」掩八紘而為字」ト同一意義デアルカ」と質問し、政府は「八紘一字ハ「掩八紘而為字」トノ大御心ト同様ノ意義ナリト思料ス」と答弁したが、生田らはこれを不満として下記のように再質問している。

「八紘一字ハ『掩八紘而為字』トノ大御心ト同様ノ意義ナリ」ト答ヘラレテ居ラルルガ、之ハ大ナル錯誤ニ陥ツテ居ルノデハナイカ、近衛内閣総理大臣ハ八紘一字ノ成語ニ対シ何処ニ其ノ根拠ヲ置イテ居ラルルノデアルカ、八紘一字ト「掩八紘而為字」トハ文字ノ違フ如ク決シテ同一意義デハアリ得ナイ、「八紘」ト「掩八紘」トハ同一意義ニ非ラザルガ如ク、「一字」と「為字」トハ決シテ同一意義ナリト解スルコトハ出来ヌ、又八紘一字ハ「掩八紘而為字」ノ略語デアリトスルナラバ、之ハ牽強附会ノ言ト謂ハネバナラス、何トナレバ仮ニ八紘ノ「紘」ヲ採リ為字ノ「字」ヲ採リ、単ニ「紘字」トセバ或ハ略語トナリ得ルカモ知レヌガ原語ニ基キ余計ナル「一」ノ字ヲ加フレバ断ジテ略語ナリト為スコトハ出来ヌ

更ニ、八紘一字ヲ八紘ハ一字ナリト讀ミ下シテモ誤デア

ナイノデアル、將來「八紘ハ一字ナリ」ト讀ム場合アリ

トスルナラバ、神武天皇、肇國ノ大神神デアル「掩八紘

而為字」トハ茲ニ大ナル間違方起ツテクルハ当然デアツ

テ、皇國ノ大事蓋シ之ヨリ大ナルハナイ、元來「八紘一

字」ナル熟語ハ嘗テ田中智学氏ノ作ラレタル成言又ハ成

句デアルト申サレテ居ルノデアルガ、遽ニ承服スルコト

ハ出来ナイノデアル(「官報号外」昭和十六年二月二十

八日「衆議院議事速記録」第十九号「議長ノ報告」)

(7) 神武天皇が奠都を令した己未歳は(超辰を無視して)西暦前六六二年とされており、これは縄文晩期ないし弥生前期、中国の春秋時代(魯莊公三十二年)に当たる。この時期にこのような駢儷文が宣べられ、千四百年後の『書紀』にまで伝えられたとは信じがたい。

(8) たとえば「論語」顔淵に「四海之内、皆兄弟也。」とあり、また「呂氏春秋」知度に「舜曰、若何而服四荒之外」と、『爾雅』釈地に「東至於泰遠、西至於郅国、南至於濮鈇、北至於祝栗、謂之四極。觚竹・北戸・西王母・日下、謂之四荒。」とある。「北戸」が南方(北回歸線以南)を指すことは拙稿『大戴礼記』少間篇の西方觀とその成立時期(『集刊東洋学』一〇二、二〇〇九年)を参照。

(9) たとえば「史記」秦始皇本紀や陳涉世家に「秦孝公……有席

卷天下、包举宇内、囊括四海之意、并吞八荒之心。」とある。

- (10) 同じく『淮南子』の地形訓は「九州之大、純方千里。九州之外、乃有八殯、亦方千里、……八殯之外、而有八紘、亦方千里、……八紘之外、乃有八極、……」と述べ、「九州」の外側に「八殯」が、「八殯」の外側に「八紘」が、さらに外側に「八極」があるという構造を述べる。中央の「九州」が「方千里」ならその周囲の八「殯」はそれぞれ方千里、各「紘」は方三千里、各「極」は方九千里となり、世界は方二万七千里となるはずだが、『淮南子』は北極から南極までを二万六千里、東極から西極までを二万八千里とする。

「八紘」は「八綱」に通じ、天地を八方から支える綱だとする説もある。この場合、「八紘」とは「全世界」を超えて「既知の世界の外にある構造」を意味することになる。林巳奈夫「漢鏡の図柄二、三について」(『東方学報』四四、一九七三年)は、漢代に多く見られるTLV鏡(方格規矩鏡)の紋様を「鏡の中の正方形が地を表はす」・「各辺の中央に外に向つて出るT字形……は四極である」・「真北と真南、真東と真西を夫々結ぶ線は「繩」と呼ばれ、その端の点は糸を巻くL字形の糸巻が配される」等という。

- (11) 『晋書』武帝紀及び『宋書』樂志二。また鍾嶸「詩評序」の「方今皇帝資生知之上才、体沈鬱之幽思、文麗日月、学究天人、昔在貴遊、已為称首、況八紘既掩、風靡雲蒸、抱玉者連肩、

握珠者踵武。」(『梁書』文学列伝)など枚挙に遑ない。

- (12) 『芸文類聚』十九。同四十四は「石室」を「石窟」とする。なお『春秋左氏伝』昭公四年に見える晋の司馬侯の発言「或多難以固其国、啓其疆土。或無難以喪其国、失其守宇。」の杜注に「於国則四垂為宇。」と、沈約「光宅寺刹下銘」に「即太微而為宇」とある。
- (13) 谷川士清「日本書紀通証」や河村秀根「日本書紀集解」は「八紘」の用例を示すが「八紘」と「為宇」との組み合わせについては注意しない。

- (14) 津田左右吉「日本歴史の研究に於ける科学的態度」(『津田左右吉全集』二十八)等。

- (15) 小島憲之「作品の出版問題をめぐって」(『日本史研究会』新しい日本史研究)六、昭和二十二年、「上代日本文学与中国文学」上(塙書房、昭和三十七年)。

- (16) 『四部叢刊三編』本「太平御覽」は「歩八閼而為宇」とするが、万暦元年序刊本は「歩八坂而為宇」に、「四庫全書」本は「歩八紘而為宇」に作る。『四部叢刊三編』本は宋刊本等を合璧した善本だが、もちろん「太平御覽」の原本というわけではなく、他本よりテキスト的に劣るような箇所も時に見受けられる。

- (17) たとえば小嶋明紀子「建安文人の「大暑賦」をめぐって」(『二松学舎大学論集』五三、二〇一〇年)。

(18) 「又曰」の前後に錯簡があれば、その部分の典拠は当然誤られることになる。たとえば筆者は『道藏』本『太平御覽』の

全文を『四部叢刊三編』本や万暦元年序刊等と対校した際、『四部叢刊三編』本に見える『真誥』の佚文八条(約半葉)が万暦刊本や『四庫全書』本では『昇玄経』からの引用とされていることを確認した。

(19) たとえば大淵貴之「『初学記』による『藝文類聚』補綴について」(九州大学中国文学会「中国文学論集」四〇、二〇一一年)は、『芸文類聚』天部の一部が失われており現行本は『初学記』で補われていると指摘する。(本論で問題とする部分はその該当しないが。)

(20) 中小路駿逸「神武紀の「八紘為宇」の令について」(追手門学院大学「東洋文化学科年報」四、平成元年)。

(21) 出雲や大和も瓊瓊杵への神勅を根拠に平定されており(神代紀下)、また神武は筑紫を「豊葦原瑞穗国」の「西偏」、大和を「蓋六合之中心乎」という(神武紀)。葦原中国の領域はすくなくとも本州西半と九州とを含むようだ。いわゆる「天壤無窮の神勅」と『晋書』との関係については拙稿「唐修『晋書』に見える「天壤無窮」について」(本誌前号)参照。

(22) 「東夷」は「南蛮」「北狄」「西戎」と併称され東方の異族を指す。景行紀は「東夷」のうち「日高見国」の人が「蝦夷」だとしており、近畿を中心として東日本を「夷」とする中華思

想を対内的には示す(ただし『書紀』全文を通じて「東夷」はここにしか見えず、以降は専ら「蝦夷」が用いられる)。

一方、『宋書』夷蛮伝が載せるいわゆる倭王武の上奏文は「東征毛人五十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国」といい、自身より西を「夷」とする。倭王武は、対外的には宋を元首として自らを含む西日本を(宋から見て東の)「夷」と認め、さらに東を「毛人」と蔑称したのでろう(『隋書』東夷伝で倭国王は「我夷人」と称しており、『山海経』海外東経・大荒北経には「毛民国」がある)。

なお『日本書紀』は、唐からの遣使については「朝」や「貢」の語を用いず、時に「大唐」の称さえ用いる。